

# 短期入所生活介護 重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

## 1. ショートステイサービス睦沢園の概要

### (1) 事業所経営法人

法人の名称	社会福祉法人 恵洋会
法人の所在地	千葉県長生郡睦沢町川島 1458-1
電話番号	0475-44-2525
代表者名	理事長 山本 宗大
設立年月	平成7年11月6日

### (2) 事業所の名称・所在地等

事業所の種類	指定短期入所生活介護事業所 平成12年4月1日指定 千葉県 1276700059号
事業所の名称	ショートステイサービス 睦沢園
事業所の所在地	千葉県長生郡睦沢町川島 1458-1
電話番号	0475-44-2525
管理者名	施設長 田邊 宏美
開設年月	平成9年1月10日
利用定員	10名

当事業所は特別養護老人ホーム睦沢園に併設されています。

### (3) 事業所及び設備等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋です。

居室・設備の種類	多床室	静養室	2室2床
2人部屋	1室 (1室 29㎡)	医務室	1室
4人部屋	2室 (1室 43㎡)	食堂	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	機能訓練室	1室
		談話室	2室

○居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。又、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

### (4) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	施設長	1名		施設管理全般
医師	医師		1名	医療全般
生活相談員	介護福祉士	1名		利用者の生活相談
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		サービス計画の立案 ・管理
管理栄養士	管理栄養士	1名		栄養管理
機能訓練指導員	あん摩・マッサージ 指圧師		1名	機能訓練指導
看護・介護	看護職員	1名以上		健康相談
	介護	3名以上		生活全般の介護

## 2. サービス内容

### (1) 基本サービス

#### ①短期入所生活介護サービス計画の作成

#### ②居室

#### ③食事

- ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供いたします。

朝食 8時00分 昼食 12時00分 夕食 18時00分

#### ④入浴

- ・週に2回実施します。寝たきりの方は機械浴槽を使用して入浴いただけます。
- ・状態に応じ、特別浴又は清拭となる場合があります。

#### ⑤介護

- ・短期入所生活介護サービス計画に沿って、適切な介護を行います。

#### ⑥機能訓練

- ・日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

#### ⑦生活相談

- ・生活相談員又は介護支援専門員に生活に関する相談ができます。

#### ⑧健康管理

- ・利用中の医療機関の受診は、基本のご家族に対応いたします。ただし、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来し受診する場合がございます。

### (2) その他のサービス

#### ①レクリエーション等

- ・当事業所では、季節に応じた行事を行います。又、カラオケなどのクラブ活動にもご参加いただけます。

#### ②理容

- ・月に1回有償ボランティアによる理容サービスをご利用いただけます。

## 3. サービス提供地域

サービス提供地域は以下の通りとします。

- ・長生郡（陸沢町・一宮町・長生村・白子町・長南町・長柄町）
- ・茂原市

※その他の地域については、応相談。

## 4. 利用期間

利用期間はご利用毎に別表の「短期入所生活利用期間」に記載しますので、ご確認頂きます。

入所時間：ご利用開始日の10：00

退所時間：ご利用終了日の16：00

※ 但し、都合により変更する場合があります。

## 5. 利用料金（1割、2割、3割は、介護保険負担割合証の判定）

### (1) 介護保険給付対象のサービス料金

#### ①基本料金（1日当たり）

施設利用料	1日の 利用料金	介護保険適用時の1日の自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	6,030円	603円	1,206円	1,809円
要介護2	6,720円	672円	1,344円	2,016円
要介護3	7,450円	745円	1,490円	2,235円
要介護4	8,150円	815円	1,630円	2,445円
要介護5	8,840円	884円	1,768円	2,652円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	60円	6円	12円	18円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	130円	13円	26円	39円
看護体制加算（Ⅰ）	40円	4円	8円	12円
看護体制加算（Ⅱ）	80円	8円	16円	24円
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	(基本サービス費+その他介護給付サービス加算)×13.6%			

②その他の加算料金

加算	介護給付額 100%	1割負担	2割負担	3割負担
送迎加算（片道）	1,840円/回	184円/回	368円/回	552円/回
口腔連携強化加算(1月に1回を限度)	500円/回	50円/回	100円/回	150円/回
療養食加算（1日に3回を限度）	80円/回	8円/回	16円/回	24円/回
緊急短期入所受入加算	900円/日	90円/日	180円/日	270円/日
30日超短期生活長期利用者提供減算	-300円/日	-30円/日	-60円/日	-90円/日
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	100円/月	10円/月	20円/月	30円/月

○送迎加算・・・ご自宅から事業所間の片道。

○口腔連携強化加算・・・職員が利用者の口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合、1月に1回に限り算定。

○療養食加算・・・医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定。

○緊急短期入所受入加算・・・利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に算定。原則として7日以内。但し、やむを得ない事情により7日以内に適切な方策が立てられない場合には、14日まで算定できる。

○30日超短期生活長期利用者提供減算・・・連続して30日を超えた場合の減算。

○生産性向上推進体制加算（Ⅱ）・・・入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催や、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上の取組に関する実績データを厚生労働省へ報告する場合に算定。

(2) 介護保険の給付対象外のサービス料金

①食事の提供に要する費用

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額（1食 朝食 450円、昼食 600円、夕食 600円）の範囲内にて負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額のご負担となります。

②居住に要する費用（光熱水費）

この事業所及び設備を利用し滞在されるにあたり、光熱水費相当額をご負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方についてはその認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日当たり）のご負担となります。

介護保険負担限度額認定証の限度額をご確認ください。

利用者負担段階		金額(1日)	
		食費	居住費
第1段階	①世帯に市町村民課税者がいない方のうち、 福祉年金受給者 ②生活保護受給者	300円	0円
第2段階	同世帯に市町村民課税者がいない方のうち、 合計所得額と課税年金収入額の合計が年間 80万円以下の方	600円	430円
第3段階	同世帯に市町村民課税者がいない方のうち、 合計所得額と課税年金収入額の合計が年間 ①80万円超え120万円以下の方 ②120万円超えの方	①1,000円 ②1,300円	430円
第4段階	① 世帯に市町村民税課税者がいる方 ② ご本人に市町村民税が課税されている方	1,650円	915円

※居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。但し、実費費用金額の場合の食費は、第1段階から第3段階までの人は1日当たり1,445円（基準費用額）で、第4段階の人は1,650円です。

### ③立替払管理費（日常生活における支払い等の管理に要する費用）

立替払管理費	1ヵ月	1,000円
--------	-----	--------

入居者の日常生活における支払い（協力医療機関の医療費や理美容サービス費等）を施設にて立替え、翌月以降に請求する利用料と一括して請求します。

### (3) その他のサービス料金

#### ①理容

- ・ 1回1,000円で有償ボランティアによる理容サービスがご利用できます。

#### ②特別な食事の提供に要する費用

- ・ 実費相当をいただきます。

### (4) キャンセル料金

①入所前の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
②入所前の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	1日の利用料の20%

### (5) お支払方法

毎月10日前後に前月分の請求をいたします。お支払いいただきますと領収証を発行します。お支払い方法は、下記の中よりお選びください。

#### ①当施設指定の金融機関への振込

#### ②当施設指定の金融機関への口座振替（ただし、口座振替が開始されるまでの期間は口座振込による支払いで対応する）

## 6. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

医療機関と連携	協力病院・嘱託医	協力病院
医療機関の名称	医療法人社団上総会 山之内病院	医療法人社団貴志会菅原病院
所在地	茂原市町保3	千葉県茂原市高師町2-2-1
電話番号	0475-25-2510	0475-25-1171

## 7. 退所について（契約の終了について）

以下の場合、契約は自動的に終了します。

#### ①介護保険認定区分が、自立（非該当）又は要支援となった場合

#### ②事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

#### ③事業所の滅失や重大な破損により、サービスの提供が不可能になった場合

#### ④事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

#### ⑤その他、利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払わない場合。又、利用者が当事業所や当事業所の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了15日までに文書で通知いたします。

#### ⑥利用者が死亡した場合

## 8. 利用の中止について

以下の場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

#### ①利用者が中途退所を希望した場合

#### ②入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

#### ③利用中に具合が悪くなった場合

#### ④他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

9. 当事業所のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ①介護保険制度の効率的な活用を図る
- ②親しまれ、利用し易い事業所を目指す
- ③地域福祉の拠点を目指す

利用者の心身の状況等に応じて適切なサービスが提供できるように努め、更にサービスの質の評価により常に利用者の立場に立って業務をすすめて参ります。

又、担当する職員については、資質の向上を図るため、常に研修に心掛け最新の技能の取得に心掛けます。

(2) 利用にあたってご留意いただく事項

- ①面会 原則 10:00~11:30・14:00~16:00 面会簿のご記入をお願いします。
- ②持ち込み 生ものはご遠慮下さい。その他は、ご相談下さい。
- ③設備、器具の利用 用途に従ってご利用いただけます。
- ④金銭、貴重品の管理 利用者のご希望により管理委託を受けます。

10. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びご家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

11. 虐待防止対策

入所者の人権の擁護・虐待防止等のため次の措置を講じます。

虐待を防止するための職員に対する研修の実施、入所者及びその家族当の苦情処理体制を整備し、その虐待防止のために必要な措置を行います。また、提供中に、虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町村に報告致します。

12. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族等へ速やかご連絡いたします。

緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	携帯
	続柄	

主治医	氏名	
	住所	
	電話番号	

13. 非常災害対策

- ・災害時の対応 防災マニュアルに基づいて対応
- ・防災設備 防災基準に則して整備
- ・防災訓練 年3回（夜間想定含む）
- ・防火管理者 田邊 宏美

14. 業務持続計画

感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、職員に対する委員会の開催、指針の整備、研修と訓練等を年2回以上開催、実施致します。

15. 提供サービスに関する相談・苦情の受付

①当事業所窓口

○当事業所の短期入所生活介護に関するご相談・苦情についてのご相談・苦情を承ります。

サービス相談窓口 責任者 田邊 宏美  
担当部署 ショートステイサービス睦沢園  
電話 0475-44-2525

②その他公的機関

○当事業所以外に、下記の窓口等において当該相談・苦情の申し出ができます。

・市町村名  
担当窓口  
電話

・千葉県国民健康保険団体連合会

所在地 千葉県千葉市稲毛区天台 6-4-3  
担当窓口 介護保険課 苦情処理係  
電話 043-254-7428  
F A X 043-254-7401  
受付時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分  
土・日曜日、国民の祝祭日、年末年始を除く

・千葉県運営適正化委員会

所在地 千葉県千葉市中央区千葉港 4-3  
担当窓口 福祉サービス利用者サポートセンター  
電話 043-246-0294  
F A X 043-246-0298

令和 年 月 日

短期入所生活介護の提供にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 事業者名 ショートステイサービス睦沢園  
所在地 千葉県長生郡睦沢町川島 1458-1  
法人名 社会福祉法人 恵洋会  
代表者名 理事長 山本 宗大  
説明者 ⑩

私は、重要事項説明書に基づいて、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

⑩

代理者 住所

氏名

⑩